

千葉県ハンドボール協会会則

第一章 名称及び事務所

- 第1条 本協会は千葉県ハンドボール協会と称する。
第2条 本協会は事務所を千葉市に置く。

第二章 目的及び事業

- 第3条 本協会は生涯スポーツとしてのハンドボールの普及・振興を図り、技術及び体力の向上とスポーツ精神を養うことを目的とする。
第4条 本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 千葉県ハンドボール協会発展のための方策の審議
2. 千葉市民大会等のハンドボール大会の主催
3. ジュニアの育成
4. その他の本協会の目的達成に必要な事項

第三章 組 織

- 第5条 本協会の会員は、千葉市内に活動の拠点を置くハンドボール部・クラブ等の団体及び目的に賛同する者によって組織する。

第四章 役 員

- 第6条 本協会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名、(2) 副会長 若干名、(3) 理事長 1名、(4) 理事 若干名、(5) 監事 2名、(6) 顧問 若干名、(7) 参与 若干名
第7条 会長及び副会長は理事会で推挙し、総会において決定する。会長は本協会を代表し会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時にはその職務を代行する。
第8条 理事長は理事会で推挙し、会長が委嘱する。理事長は会長の命を受けて本協会の会務を執行する。
第9条 理事は会員の互選によって選出する。また、会長はその他若干名を指名することができる。理事は理事会を構成し、会務を執行する。
第10条 監事は原則として会長が委嘱する。監事は会計を監査する。
第11条 顧問及び参与は会長が委嘱する。
第12条 役員任期は1ヶ年とする。但し、再任は妨げない。

第五章 会 議

- 第13条 総会は協会の決議機関であり、会長が招集してその議長となり次に掲げる事項を審議決定する。
1. 予算及び決算
2. 事業計画及び報告
3. 本協会規定事項
4. その他重要事項

第14条 総会は会員の3分の2以上の出席で成立する。但し、委任状は出席とみなす。

第15条 理事会は会長、副会長、理事長、理事をもって構成し必要に応じて会長がこれを召集し、理事長が議長となり会務に必要な事項を審議執行する。

第六章 会 計

第16条 本協会の経費は次にあげるもので支弁する。

1. 会費
2. 負担金
3. その他

第17条 会費は1チーム一律、年間3,000円とし、個人は年間2,000円とする。

第18条 本協会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日までとする。

第七章 事務局

第19条 本協会の事務を処理するため事務局を置く。

第20条 事務局には、次にあげる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

1. 会則
2. 会員名簿及び会員の異動に関する書類
3. 理事、監事の名簿
4. 会則に定める機関の議事に関する書類
5. 事業計画及び予算に関する書類
6. 事業報告及び決算に関する書類
7. 収入・支出に関する帳簿及び証拠書類
8. その他必要な帳簿及び書類

附則 この会則は、昭和44年4月28日から施行する。

平成23年7月21日 改正